

2019年度 事業計画

I 基本方針

かつての我が国は、人生における様々な困難に直面した場合でも、地域の相互扶助や家族同士の助け合いという、人と人とのつながりにおいて、人々の暮らしが支えられてきました。

近年は、都市化の進展や核家族化、共働き世帯の増加、就労形態の変化などにより、人々のライフスタイルが多様化し、個人主義的傾向も強まる中で、地域のつながりが希薄化し、地域コミュニティが衰退している現状があります。介護と育児の問題を同時に抱える人や80代の親とひきこもりの50代の子が同居する生活困窮世帯（8050問題）など、複合的な課題を抱える家族や、高齢や病気等により公的福祉の対象ではないけれど生活に困っている人も増加傾向にあります。大牟田市においても、生活困窮者や高齢化の進展による介護者支援の需要も上昇傾向にあり、福祉的な支援を必要とする人々は年々増え続け、複雑かつ困難化しています。

そのような福祉ニーズに対し、少子高齢化や人口減少社会等の社会情勢の変化を踏まえながら、既存の公的なサービスだけに頼るのではなく、地域に暮らす人たちが共に支え合い、課題を解決する力を再構築し、対応が困難な地域ニーズを積極的に把握し、地域の関係機関と連携・協働しながら対応することが求められています。子どもから高齢者まですべての人が、障がいや年齢、性別などに関わらず、誰もが共に支え合い、安心して生活が出来る社会が「地域共生社会」です。

高齢者は若い世代の人達が支えるという構図が崩れつつある今、地域住民がそれぞれの立場から、地域社会に参加し協働していくことが重要です。そのためには、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに作っていく社会を作り上げていかなければなりません。

第3次大牟田市地域福祉計画・第3次大牟田市地域福祉実践計画において、改めて2025年問題を見据えた地域包括ケアシステム構築の実現のため、地域支援事業、特に生活支援事業や生活困窮者自立支援事業に積極的に取り組んでいかなければならないと考えています。そのために、様々な社会資源・地域資源を把握するとともに、その資源を有機的に結び付けて、「地域共生社会」の基盤づくりを目指します。

以上のことを踏まえ、平成31年度の重点施策は、以下のとおり定めます。

【重点施策】

1. 生活困窮者の自立支援を推進します
2. 地域包括ケアシステム（まちぐるみの支え合いの仕組みづくり）の構築を推進します
3. 多職種協働により、様々な「制度の狭間」となっている問題の解決を推進します

Ⅱ 重点施策

1. 生活困窮者の支援を推進します

近年、「高齢者の貧困」「ひとり親家庭の貧困」「子どもの貧困」など、『貧困』が構造的な課題を持ちながら、深刻化してきています。また、規制緩和や経済の低迷の流れを受けて、「終身雇用」から「非常勤・派遣雇用」などへ転換、そのことにより、「雇用止め、派遣切り」が失業や住居喪失を生み出す等の「新しい貧困」が顕在化し、このことは、「格差社会」といった言葉が生まれる土壌となったと言われていました。

加えて、生活困窮者自立支援法施行によって、「経済的困窮」と「社会的孤立」の特徴を持つ生活困窮者の実態（虐待、ひきこもり、多重債務、ごみ屋敷、家庭崩壊など）が徐々に明らかになってきました。

本会では、生活困窮者支援として、無理に解決を急がせることなく、当事者の意思決定を尊重し、寄り添いながら、課題解決に努めていきます。

2. 地域包括ケアシステム（まちぐるみの支え合いの仕組みづくり）の構築を推進します

2025年以降は、高齢者の医療や介護の需要がさらに増加することは必至です。心身の能力の低下や経済的理由、家族関係の変化といった要因があっても、住み慣れた地域で尊厳ある生活を継続できるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が重要で、そのためには、行政サービスのみならず、NPO、ボランティア、民間企業等の多様な事業主体による重層的な支援体制の実現が求められます。



生活支援員研修会の様子

本会では、在宅生活を継続するための日常的な生活支援（見守り・訪問活動）や、成年後見・日常生活自立支援事業などの権利擁護事業、住民参加型在宅福祉サービスを展開する一方で、住民ニーズに合った様々なインフォーマルな福祉サービスを見出し、地域のセーフティネットの仕組みを作り上げていきます。

3. 多職種協働により、様々な「制度の狭間」となっている問題の解決を推進します

大牟田市社会福祉法人地域公益活動協議会（以下「公益協」という）を設立して、4年が経過しました。この間、生活困窮者レスキュー事業として、ごみ屋敷清掃・食糧支援・就労支援・緊急居住支援（シェルター）・つなぎ資金貸付などの「制度の狭間」と言われる課題の解決に取り組むとともに、災害時にはボランティア支援や物資支援活動も行ってきました。社会福祉法人においては、これまでに培ってきた専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を活かしながら、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進めていく必要があります。



ごみ屋敷清掃活動の様子

今後、本会では、公益協加入法人はもとより、企業や医療法人、生活協同組合などの各団体等と連携・協働しながら、さらなる「制度の狭間」となる問題解決の取組みの強化を目指していきます。

Ⅲ 事業計画

【基本目標1】つながりを育む人づくり

1. 支え合いのあるまちづくりの担い手を育成します

(1) ボランティアセンター機能充実事業

あらゆる市民の社会参加の実現と、一人ひとりが、地域における「支え合い」や「つながり」を基盤に、地域の福祉・生活課題の解決に関わっていくことができるよう、以下のことに取り組みます。

- ① 情報の収集・発信・提供
- ② ボランティア活動のコーディネート
- ③ ボランティア講座（災害含む）の実施
- ④ 登録ボランティア（災害含む）の支援
- ⑤ ボランティア活動保険加入の促進



タブレットのサロン訪問活動の様子

(2) 担い手の育成

地域には介護だけでなく、様々な暮らしの課題が「福祉の課題」として解決を必要としています。生活支援の必要な一人暮らし高齢者や障がい者、生活に困窮している人などの悩みに応えるために、生活支援サポーターを育成していかなければなりません。そのため、地域活動者の発掘のために以下のことに取り組みます。

- ① 70歳現役社会づくりの推進
- ② 企業など退職者向けボランティア及び市民サポーター活動のすすめ
- ③ 生活支援サポーター（市民サポーター）養成講座の実施

(3) 福祉教育推進事業

福祉教育とは、「ふだん」の「暮らし」の「しあわせ」について考えることです。「自分のしあわせ」と「みんなのしあわせ」を共に考え、共に生きることができるよう、地域福祉を推進する福祉教育と、子どもの豊かな成長を促す福祉教育を推進するために、以下のことに取り組みます。

- ① 福祉教育を推進する人材の育成
- ② 福祉教材の貸出
- ③ ゲストティーチャーの派遣



高齢者疑似体験の様子

【基本目標2】みんなで支え合う地域づくり

2. 人と人とのつながりを深め 地域の支え合い活動を推進します

1. 生活支援体制整備事業補助金による地域支え合い事業

(1) 小地域ネットワーク活動推進事業

地域の中で孤立する人を出さないように、地域住民が身近な課題を見つけ、小地域単位の特性にあった活動を行い、住民相互の活動により顔の見える関係づくりを推進するために、以下のことに取り組みます。

- ① 福祉委員の委嘱
- ② 福祉委員対象研修の実施
- ③ 校区福祉座談会・研修会等の支援
- ④ 地域包括支援センターとの連携



校区福祉座談会の様子

(2) 地域組織活動促進事業

住民自らが、それぞれの地域の課題解決に向けて取り組めるよう、校区の実情に応じた支援を強化し、地域の福祉活動の推進役である校区社会福祉協議会の活動を促進するために、以下のことに取り組みます。

- ① 校区社会福祉協議会との連携・協働による
地域福祉力のアンケート調査及び地域インタビューの実施
- ② 校区社会福祉協議会会長連絡協議会との連携・協働による各種研修等の実施

(3) ふれあいサロン活動支援事業

地域でみんなが安心して暮らせるよう、地域の実情に応じて、気軽に、楽しく参加できる“地域の居場所”であるふれあいサロン活動を支援するため、以下のことに取り組みます。

- ① サロン活動助成金の交付
- ② サロン連絡会の開催
- ③ サロン立上げ支援
- ④ レクリエーション用具の貸出
- ⑤ 登録サロンへの定期訪問及び相談支援



ふれあいサロン連絡会の様子

(4) 住民参加型福祉サービス提供体制充実事業

自発的に参加する地域住民が、要援助者の個別支援を、安定的・継続的に行えるよう、サービスの提供体制の充実に向けて、以下のことに取り組みます。

- ① おおむたキャロットサービス会員の登録・活動の調整
- ② おおむたキャロットサービス協力会員の養成講座・研修の実施

(5) 協働型災害支援体制強化事業

災害発生時に円滑な被災者支援活動ができるよう、以下のことに取り組みます。

- ① 災害ボランティア活動の促進
- ② 災害ボランティアセンター設置訓練の実施
- ③ 災害ボランティア研修の実施
- ④ 地域支え合いマップ作成の支援
- ⑤ 災害支援コーディネート力の強化



(6) 地域支え合い活動の推進事業

地域包括ケアシステム構築に向けて、生活支援コーディネーターと連携し、地域組織等とともに住民等による生活支援活動をより充実させることに取り組みます。

- ① 大牟田市地域福祉大会～地域支え合い“絆”セミナー～の開催
- ② 地域リーダー合同研修会（校区まち協・民児協・連協・社協等）の開催

2. 赤い羽根共同募金運動の充実強化

(1) 共同募金等を活用した支え合い活動の推進事業

地域福祉推進のための貴重な財源を確保できるよう以下のことに取り組みます。

- ① 福岡県共同募金会大牟田市支会との連携
- ② 共同募金運動・歳末たすけあい募金運動への協力



【基本目標3】生活課題の解決に向けた包括的な仕組みづくり

3. 専門機関や住民と連携・協力し生活課題の解決を促進します

(1) 生活困窮者自立支援法に伴う支援事業(市受託事業)

① 自立相談支援事業

経済的困窮や社会的孤立等困りごとを抱えている人の幅広い相談を受け、相談者と一緒に考えながら、支援計画の作成、他機関への同行・調整など、相談者に寄り添った伴走型の支援を行います。

② 住居確保給付金事業

離職者で就労能力・意欲のある人のうち、住宅を喪失している人または喪失するおそれのある人を対象に家賃相当分の給付をするとともに、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

③ 学習支援事業

不登校や生活困窮者世帯の主に中学生等を対象に、市内3カ所で、学習会を行います。基礎学力の定着を図り、進学への不安や学校生活での悩みごと、更には保護者からの進学等の相談も受けます。また、学習支援事業を利用し、高校進学を

した子どもの見守りを行い、高校中退を防ぎます。加えて、学習支援ボランティアとの月1回のミーティング及び行政を交えての年3回のボランティア会議を実施し、子ども達の情報共有や事業についての意見交換等を行います。

④ 就労準備支援事業

ひきこもりをはじめ、様々な理由で、働きづらい状態にある人、すぐには就職活動が難しい人を対象に、生活習慣の改善やコミュニケーション訓練、就労体験等を行い、就労に向けた就職活動ができるように支援します。

(2) 大牟田市成年後見センター運営事業(市受託事業)

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が不十分な方々が、地域でその人らしく安心して暮らせるよう、権利を擁護し、支援するための制度です。



市民後見人実務者講座の様子

当センターでは、成年後見制度利用促進を図るため、以下のことに取り組みます。

- ① 成年後見制度の利用や権利擁護に関する相談・助言および対応
- ② 市民後見人の養成・登録
- ③ 市民後見人活用による法人後見受任及び市民後見人活動の支援
- ④ 成年後見制度や権利擁護に関する啓発
- ⑤ 成年後見制度や権利擁護の関係機関との連携

(3) 日常生活自立支援事業(県社協受託事業)

高齢者や障がい者等で、判断能力が不十分な方に対し、金銭の管理や福祉サービス利用に関する相談を受け、利用者との契約に基づいた日常的な生活支援を行います。また、利用者支援を行う生活支援員の養成及び研修を実施します。

今年度は、重度身体障害者等への独自サービス実施の検討を行います。

(4) 生活福祉資金貸付事業(県社協受託事業)

生活福祉資金貸付に関する相談を受け付けるとともに、民生委員の協力のもと、借受世帯の経済的自立に向けた支援を行います。

(5) 大牟田市社会福祉法人地域公益活動協議会への参加・連携・協働

地域の福祉ニーズに応えるような公益活動を全市的に行うことを目的として、以下のことに取り組む協議会へ参加し、事務局機能を担うとともに協議会と連携・協働しながら制度の狭間となっている問題の解決に努めます。



ごみ屋敷清掃活動の様子

- ① 制度の狭間にある福祉課題に対し、「生活困窮者レスキュー事業」の実施
- ② 社会福祉法人地域公益活動協議会による事業展開を市内外への発信
- ③ 社会福祉法人つながりパンフレットの作成

(6) 大牟田市居住支援協議会への参加・連携・協働

住宅確保要配慮者が住み慣れた地域に安心して住み続けられるよう、以下のことに取り組む協議会（大牟田住みよかネット）に参加し、事務局機能を担うとともに、協議会と連携・協働しながら、住まいに関する生活課題の解決に努めます。



- ① 相談・支援体制の充実
- ② 入居支援の実施及び空き家活用の促進
- ③ 定期的な相談会の実施・住まいに関するセミナーの開催

(7) 知的障がい児・者医療支援プロジェクトへの参加・連携・協働

知的障がい児・者が円滑に医療受診できるよう、医療・教育・福祉関係者・当事者家族で構成するプロジェクトに参加し、事務局機能を担います。また、能動的な活動を行うため、チーム編成を行い勉強会なども行いながらプロジェクトを進めていきます。



- ① コア会議及びプロジェクト会議の開催
- ② 「医療支援手帳」や「絵カード」の活用促進に向けた取り組みの実施
- ③ 当事者団体へのアンケート調査及びグループインタビューの実施
- ④ 教育委員会との連携

(8) おおむた子ども・地域食堂ネットワーク会議への参加・連携・協働

おおむた子ども・地域食堂ネットワーク会議は、地域において食を通じ、子どもから高齢者を含む多世代交流や地域住民による支え合いのまちづくりに寄与することを目的としています。この会議では、市内各子ども・地域食堂の定期的な情報提供・相互調整や学習・研修会等を実施します。



(9) 各種相談事業

- ① 行政書士による法務相談

毎月第3水曜日に、行政書士による法務相談を実施します。離婚や財産相続、事故等の相談に専門的なアドバイスをを行い、問題解決を図ります。

- ② 福祉サービス苦情解決相談

在宅福祉サービス利用における様々な問題について、当事者間で解決できない場合は「第三者委員会」を活用しながら、その解決を図ります。

4. 安心して子育てできる環境の整備に努めます

(1) くぬぎ保育所の運営

保育方針である「自然の中で心と体を使って、思いきり遊ぶこども」に基づき、障がい児との統合保育、食育の推進、多世代交流などの事業を行うために、以下のことに取り組みます。

- ① 園児の成長に対して不安、心配ごとを抱えている保護者への支援
- ② 園児の「食」に対して関心を高めるための「田植え」「稲刈り」「みそ作り」の体験
- ③ 地域を通じた多世代交流の充実
- ④ より高い保育の質を極めるための研修の充実
- ⑤ 未就園児を対象とした「どんぐりクラブ」の運営



デイサービスでの交流の様子

(2) 放課後児童健全育成事業（市受託事業）

学童保育所・学童クラブにおいて（三池・高取・白川・大牟田中央）昼間、児童の養育ができない家庭等の児童に対して、適切な遊びと生活の場を提供します。また地域組織等と連携し様々な世代間交流事業を実施します。



(3) 大牟田市ファミリー・サポート・センター事業（市受託事業）

[実施場所] 市民活動等多目的交流施設 えるる内
子育ての手助けをしてほしい方（利用会員）と子育ての手助けができる方（協力会員）との相互援助活動に関する連絡・調整、協力会員養成講座の開催、また様々な機会を通じて子育て世代や住民への広報活動等を行い、事業の周知に努めます。



心肺蘇生法講習会の様子

(4) 大牟田市地域子育て支援拠点事業・つどいの広場（市受託事業）

[実施場所] 市民活動等多目的交流施設 えるる内
3歳以下の子どもとその保護者が気軽に集い、交流することにより、親への負担感の緩和を図ります。

- ① 子育て親子の交流の場の提供と交流促進
- ② 地域の子育て関連情報の提供
- ③ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
- ④ 子育て等に関する相談、援助の実施（つどいの広場アドバイザーの活用）
- ⑤ 子育てサポーターの育成支援の実施
- ⑥ 親子を対象としたイベントの実施



ベビーマッサージ

5. 自分らしくイキイキと暮らせるよう在宅生活を支援します

(1) 介護保険事業の運営

訪問介護、訪問入浴介護、居宅介護支援、地域密着型通所介護の4事業を実施し、総合事業対象者及び要支援、要介護者の在宅生活を支援します。利用者である高齢者に対して、食事、入浴、レクリエーション等を通じ、生活機能の向上を目的とした事業「地域密着型通所介護“ふれあい処える”」では、地域住民、利用者及びその家族、地域包括支援センター、行政職員で構成する運営推進会議を年2回実施し、サービスの質の向上を図っています。

さらに定款に定めているように低所得者対策として、介護サービス利用料の負担が厳しい利用者に対し、社会福祉法人である本会独自の減免制度を活用



し、

適切な介護サービスを提供していきます。

(2) 障害者福祉サービス事業の運営

障害支援区分認定を受けた在宅の障がい者に対して、サービス利用計画書に沿った居宅介護（ホームヘルパー派遣）・同行援護（ガイドヘルパー派遣）・訪問入浴（入浴車による訪問入浴）の事業を実施し、在宅生活を支援します。

なお、今年度は新たに福祉有償運送事業を実施します。

(3) 介護予防・相談センターの運営（市受託事業）

市内に6カ所設置されている地域包括支援センターの1つである中央地区地域包括支援センターのサブセンターとして、介護に関する各種の相談や介護認定で、総合事業対象者及び要支援1・2に認定された高齢者への介護予防ケアプランの作成等を行うとともに、各種専門職と連携しながら、介護予防の普及・啓発のため地域での広報や予防教室を実施することで、地域住民の在宅生活を支援します。

(4) 「在宅介護者の会」の活動支援

介護における悩みやストレスを抱えている在宅介護者が、お互いに交流を深め、介護にかかる問題や課題等を語り合うための「集まり場」を月1回開催し、勉強会やリフレッシュ事業等を実施することを目的としている「在宅介護者の会」の活動を支援します。

(5) 車いす貸与事業

在宅の高齢者、障がい者に対して、車いすを貸与することにより介護者の負担軽減を図ります。

6. 地域福祉の推進役を果たすための基盤を強化します

(1) 職員の資質の向上と人材育成

今後の社協運営に求められる職員像を掲げ、個々の職員のスキルアップを図るため、以下のことに取り組みます。

- ① 全体職員研修の実施（隔月開催）
- ② 担当別職員研修の実施（隔月開催）
- ③ 課題別研修の実施

(2) ファンドレイジング（資金調達）の推進

地域福祉活動を進める上で、「赤い羽根共同募金」や「大牟田善意銀行」の浄財について、地域住民や企業等に、その役割や用途を周知するなど、財源確保の充実に努めます。加えて、地域福祉における様々な課題（例：子ども食堂・居場所づくり・ゴミ屋敷・引きこもり対策等）を解決したいという想いに共感していただける支援者を増やし、理解を深めることにより、多くの方々が寄付・寄贈という形で参画できる機会「ファンドレイジング（資金調達）」を積極的に推進していきます。

(3) 広報の強化

事業活動について情報を提供するほか、地域社会の福祉課題を解決する活動への参加を促進するため、福祉課題を住民一人ひとりが把握し、福祉課題に対する理解と関心を高めることができるよ

う、

以下のことに取り組み、それぞれの媒体の特性を活かしながら、さまざまな状況下にある方にも配慮し、必要な情報をお届けできるように努めます。

- ① 広報紙「きらり」の発行（全世帯対象、年4回発行）
- ② 事務局通信「きらり」の発行（賛助会員等対象、月1回発行）
- ③ 公式ホームページによる情報発信
- ④ 「社協活動啓発用パンフレット」の発行



社協福祉広報誌「きらり」

(4) 総合福祉センターの運営

- ① 総合福祉センターの安定的かつ健全な自主運営のため、経費削減をしながら、市民が利用しやすい環境づくりに努めます。
- ② 年2回センター利用者の安全を図ることを目的に消防避難訓練を実施し、職員の誰もが速やかに対応ができるよう取り組みます。
- ③ 建物を適切に維持管理し、有事には大牟田市の要請を受け、安心して利用できる福祉避難所を開設します。また、台風時等で地域（平原校区等）が必要とすると

きは、自主避難所として開設します。